

板橋区子ども家庭総合支援センター防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

令和8年4月28日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、来所者等の安全確保及び安全管理の徹底並びに犯罪の予防を図るため、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「センター」という。）に防犯カメラシステムを整備・運用するにあたって板橋区防犯カメラ運用基準（平成16年3月24日区長決定）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラシステム」とは、犯罪防止、センター内への不審者の侵入防止等（以下「防犯等」という。）を目的に固定して設置する映像撮影装置であって、映像表示及び映像記録の機能を有するものをいう。ただし、センターにおいて、各課が独自に設置し、及び管理する映像撮影装置は除く。

(防犯カメラ管理責任者の設置)

第3条 防犯カメラシステムの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、支援課長をもってあてる。

2 管理責任者を補佐するため、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置き、管理・サービス調整係長をもってあてる。

(防犯カメラの設置等)

第4条 管理責任者は、センターの敷地内で、犯罪被害防止等の効果が高いと思われる場所に防犯カメラを設置するものとする。

2 防犯カメラの設置場所、台数、機器構成等の詳細は、管理責任者が別に定める。

3 防犯カメラの映像は、顔が識別できる程度の画像を標準とする。

4 センター敷地以外の場所を通行するものなどのプライバシーに配慮する。

(映像表示装置の設置場所)

第5条 映像表示装置（以下「モニター」という。）は、原則として警備員室及び事務室に設置する。

(映像記録装置の設置場所と記録の保存)

第6条 映像記録装置（以下「レコーダー」という。）は、原則として事務室に設置し、かつ、盗難防止に努める。

- 2 記録の保存期間は、1か月（30日間）とし、期間経過後は自動的に上書き消去する。ただし、法令等に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から公的書類により要請があった場合、またはセンター所長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- 3 レコーダーのデータは、改ざんをしてはならない。
- 4 警備職員は、管理責任者及び管理取扱者の命に従い、映像及び記録媒体の操作等を行う。
- 5 レコーダーの保守点検等を行うときは、管理取扱者及びその他複数の職員が立ち会わなければならない。

（個人情報保護）

第7条 管理責任者は、映像の外部漏えい等を防止するため、必要な措置を講じる。

- 2 管理責任者の許可を得ていない者は、映像記録の持ち出しをしてはならない。
- 3 映像及び記録内容は、原則公開してはならない。
- 4 管理責任者は、本人から自己に関する映像の開示の求めがあったときは、子ども家庭総合支援センター所長に報告し、協議しなければならない。
- 5 本人の同意がある場合、または法令に規定がある場合は、第三者に記録提供をすることができる。この場合、あらかじめ管理責任者はセンター所長と協議しなければならない。
- 6 管理責任者及び管理責任者に許可を得て映像及び記録媒体の取扱いに携わった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（モニター監視の実施）

第8条 管理責任者は、モニター映像による監視について、警備職員に適切な指導を行う。

- 2 管理責任者は、防犯カメラによる侵入者発見時等の連絡体制を整備する。

付 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。